

郡山市語学指導外国人の赴任及び帰住のための費用の弁償に関する要綱

平成25年4月1日制定

令和2年4月1日一部改正

令和2年6月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市語学指導外国人の任用に関する規則（昭和62年郡山市教育委員会規則第8号）第7条第1項本文に規定する語学指導外国人の赴任及び帰住のための費用の弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の種類等)

第2条 語学指導外国人の赴任及び帰住のための費用は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定めるものを弁償する。この場合において、弁償する旅費の額及び支給の方法は、郡山市職員等の旅費に関する条例（昭和40年郡山市条例第31号）の例による。

(1) 赴任のための費用 在外公館が指定した国際空港（次号において「指定国際空港」という。）又は本国の居留地の最寄りの国際空港から到着空港までの便（航空賃、時間等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的な便。次号において同じ。）に係る航空賃並びに到着空港から本市までの鉄道賃、車賃、日当及び旅行雑費

(2) 帰住のための費用 出発空港から指定国際空港又は本国の帰住地の最寄りの国際空港までの便に係る航空賃並びに本市から出発空港までの鉄道賃、車賃、日当及び旅行雑費

2 前項の規定にかかわらず、支度料、移転料及び着後手当は、弁償しない。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。